

議員提出第4号議案

足立区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年6月29日

提出者

足立区議会議員	渡	辺	ひであき
同	前	野	和男
同	新	井	ひでお
同	ぬか	が	和子
同	鴨	下	稔
同	古	性	重則
同	吉	岡	茂
同	たが	た	直昭
同	長	井	まさのり
同	くぼ	た	美幸
同	おぐ	ら	修平
同	はた	の	昭彦

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

政務活動費の交付に関する条例について見直しを行い、整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

足立区政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（交付方法及び算定の時期）」に改め、同条第1項ただし書を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

（会派に対する政務活動費）

第6条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、16万円を当月の日数で除して得た額（以下「日割額」という。）に当月の1日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとす。）とする。

3 1 四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、結成された日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に結成された日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとす。）に結成された日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

4 1 四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員に辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合又は議会の解散があった場合は、当該会派は、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の分として

返還する額は、日割額に当該事由が発生した日の翌日から当月末日までの日数（当該事由が発生した日が当月の末日であるときは0日とする。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）に当該事由に係る所属議員の数を乗じて得た額とする。

- 5 1 四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動（前項に規定する場合によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じた場合には、異動が生じた日から30日以内に、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは不足額を追加して交付するものとし、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは当該会派は、超過額を返還しなければならない。この場合において、異動が生じた日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に当月1日から異動が生じた日の前日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）に異動前の議員数を乗じて得た額と日割額に異動が生じた日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）に異動後の議員数を乗じて得た額の合計額とする。

- 6 1 四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派は、解散した日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、解散した日の属する月の分として返還する額は、日割額に解散した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）に解散した日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

（議員に対する政務活動費）

第7条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、

月額 16 万円を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、日割額に当月の 1 日から当該任期が満了する日までの日数を乗じた額（1 円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）とする。
- 3 1 四半期の途中において新たに議員となった者及び政務活動費の交付を受けていた会派を離脱した者に対しては、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の政務活動費の額は、第 1 項の規定にかかわらず、日割額に当該事由が発生した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）とする。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員は、1 四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月以降の月分の政務活動費であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、議員でなくなった日の属する月の分として返還する額は、日割額に当該議員でなくなった日の翌日から当月末日までの日数（議員でなくなった日が当月の末日であるときは 0 日とする。）を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）とする。
- 5 政務活動費の交付を受けた議員は、1 四半期の途中において政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、所属した日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、所属した日の属する月の分として返還する額は、日割額に所属した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入したものとする。）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。